

地域医療介護総合確保基金の新たな事業区分（区分Ⅵ）の概要について

1 趣 旨

令和6（2024）年度からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までに、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、地域医療介護総合確保基金（医療部分）に事業区分Ⅵ「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」が新設されたもの。（県から医療機関への補助事業）

2 経緯・背景

- (1) 国の調査では、時間外労働時間が年1,860時間を超える医師がいる病院は約27%あり、大学病院や3次救急医療機関では8～9割が該当。
- (2) それ以外の病院でも2次救急を担う病院や、救急車受入台数が1,000台以上の病院の半数前後にそのような医師が勤務していると推定されるもの。

3 事業の概要

(1) 事業名

地域医療勤務環境改善体制整備事業

(2) 事業内容

対象医療機関が実施する勤務医の労働時間短縮のための体制整備に係る総合的な取組に対して補助を行うもの。

ア 対象医療機関

- ① 救急車等による年間搬送件数が1,000件以上2,000件未満
※ 搬送件数2,000件以上は診療報酬による加算の対象となることから本事業の対象外
- ② 救急車等による年間搬送件数1,000件未満のうち、夜間・休日・時間外入院件数500件以上

イ 交付要件（概要）

- ・ 36協定上、時間外・休日労働時間の上限が年間960時間以上の医師がいること。
- ・ 2024年までに医師の時間外・休日労働時間を年間960時間以下とすること。
（B水準対象医師は1,860時間以下）
- ・ 委員会等を設置し、勤務医の負担軽減・処遇改善に資する計画を作成すること。

ウ 補助対象となる取組（医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組）

以下の総合的な取組に要する経費をパッケージとして補助する。

- ・ 勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・ 当直明けの勤務負担の緩和
- ・ 複数主治医制の導入
- ・ 女性医師等に対する短時間勤務等多様で柔軟な働き方の推進
- ・ タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進 等

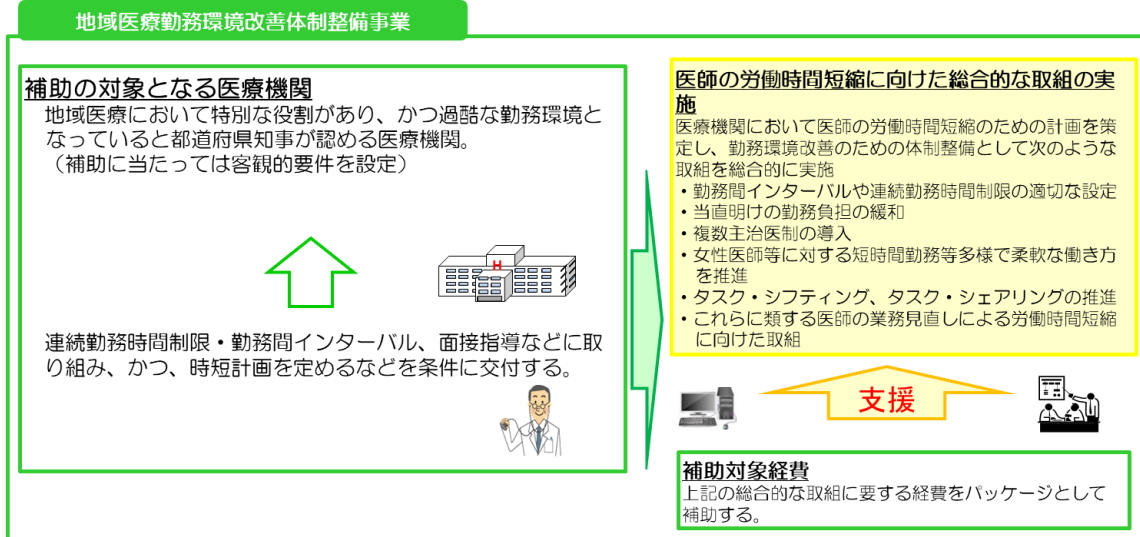
(参考資料)

(1) 基金区分Ⅵの概要

勤務医の労働時間短縮の推進 (地域医療介護総合確保基金区分Ⅵ)

令和2年度所要額(公費)143億円
 ※地域医療介護総合確保基金(医療分)1194億円の内訳

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、以下の財政的支援を行う。
 → 地域医療の確保を目的として都道府県が医療機関向け補助を実施



(2) 医師の働き方改革関連事業における医療機関の区分 ※網掛け部分が区分Ⅵの事業対象

		年間夜間・休日・時間外入院件数	
		500件以上	500件未満
受入件数	2,000件以上	診療報酬による対応 ※1	
	1,000件以上 2,000件未満	基金事業(区分Ⅵ)による対応	
	1,000件未満	基金事業(区分Ⅵ)による対応	基金事業(区分Ⅳ)による対応 ※2

※1 救急車等による搬送件数が2,000件以上の医療機関は、基金事業ではなく、診療報酬の加算によって対応

※2 救急搬送件数1,000件未満で、かつ夜間・休日・時間外入院件数が500件未満の医療機関については、既存の基金事業区分Ⅳにより支援

(3) 医師の時間外労働規制

